

# 令和4年度 国家総合職 憲法

## 問題文

次の事例について、以下の設問(1)、(2)、(3)に答えなさい。

### [事例]

我が国の両議院で採用されている比例代表選出議員選挙は、名簿届出政党等の名称を記載して投票する選挙制度である（参議院にあっては候補者名による投票も可）。比例代表選出議員選挙において当選した国会議員が当該名簿届出政党等を離党した場合には、当該選挙における他の名簿届出政党等に移籍（党籍変更）した場合に限り、その議席を失う旨の規定が設けられている。この規定は、政党間の移動を制限するものであるが、離党の自由を制限するものではないため、無所属の比例代表選出議員が出現する余地があり、そのことが、国民の政治不信の理由の一つとなっているとの指摘もある。

そこで、超党派議員から成る研究会が設けられ、比例代表選出の国会議員の党籍離脱（自主的離党・除名等）に対しては、その理由及び経緯にかかわりなく、直ちに議員資格を喪失させることを骨子とする改革案が検討された、と仮定する。この改革案については、国民代表及び政党の意義に照らし、憲法上の疑義も出されていた。

(1) 国会議員は「全国民を代表する」と定める憲法の規定（第 43 条第 1 項）の意義について、簡潔に説明しなさい。

(2) 憲法における政党の位置付けについて、簡潔に説明しなさい。

(3) 上記の改革案について、次の問 1 及び問 2 に答えなさい。

問 1 上記(1)及び(2)を踏まえ、改革案に対する憲法上の疑義について説明しなさい。

問 2 その憲法上の疑義について、あなたの見解を、それとは異なる見解にも言及しつつ、述べなさい。

### (参考)

#### ○ 憲法

日本国民は、正當に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由來し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。（以下略）

第 1 条 天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本國民の総意に基く。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。  
(第2項以下略)

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。  
(第2項略)

第43条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。  
(第2項略)

第51条 両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

## 解説

### 第1 設問(1)について

- 1 検討順序としては、まず、「代表」の意味を明らかにし、次に、「全国民を代表する」ことの意義を明らかにしていけばよいだろう。
- 2 「代表」の意味について、政治的意味の代表と社会学的意味の代表があるとされている。  
政治的意味の代表とは、法的意味の代表を否定することを前提に、道徳的な義務しかないと意味するということである。
- 3 「全国民を代表する」の意義について、自由委任であるとされている。

具体的には、まず、議員は、全国民を代表するのであって、特定の選挙人、政党、団体の代表者ではなく、全国民のために活動する道徳的な義務を負っていることを意味するとされている。また、選挙区民が求める個々の指示に法的に拘束されず、議員自らの意思に基づいて自由に意見を表明することができることを意味するとされている。

### 第2 設問(2)について

最判昭 63.12.20、最大判昭 45.6.24 を参照することになるだろう。

最判昭 63.12.20 は、「政党は「国民がその政治的意思を国政に反映させ実現させるための最も有効な媒体であって、議会制民主主義を支える上においてきわめて重要な存在である」とする。

最大判昭 45.6.24 は、「議会制民主主義は政党を無視しては到底その円滑な運用を期待することはできないのであるから、憲法は、政党の存在を当然に予定している」とする。

なお、憲法には、政党についての直接の定めがないため、「結社」(21条1項) として位置づけることになるとされている。

### 第3 設問(3)について

#### 1 問1について

問題文で示されているように、比例代表選出議員選挙は、名簿届出政党等の名称を記載して投票する選挙制度である。ここで設問(2)を踏まえると、当該政党の名称を記載した結果、当選した議員が当該政党の所属議員であり続けることは、政党を媒体として政治的意見を国政に反映させ実現させようとする国民の意思にとって重要なことといえる。

一方、設問(1)を踏まえると、自由委任である以上、当該議員が当該政党の所属議員であり続ける必要はないということになりそうである。

そこで、改革案が、自由委任を内容とする憲法 43条1項に違反するかという疑惑が生じることが指摘できるだろう。

## 2 問2について

上記疑義について、党籍を離脱した議員は当然に議員資格を失うとする見解、議員資格を失わないとする見解があり得るとされている。また、自発的な党籍離脱の場合は議員資格を失うとする見解もあるとされている。

上記のうち、3つ目の見解は、1つ目の見解について、政党から除名された場合であっても議員資格を失うことになる点で政党と議員との間に命令服従関係を認めることになるところ、それは自由委任に反すると指摘している。また、2つ目の見解について、上記のとおり、所属議員であり続けることは、政党を媒体とする民意の反映に真っ向から反することになると指摘している。

# 模範答案

## 1 第1 設問(1)について

「代表」とは、法的意味ではなく、道徳的な義務を負う政治的意味の代表と、国民と議員の政治的意見の事実上的一致が必要であるという社会学的意味の代表を意味する。

上記を前提に、「全国民を代表する」とは、自由委任を意味する。具体的には、議員は、全国民を代表するのであって、特定の選挙人、政党、団体の代表者ではなく、全国民のために活動する道徳的な義務を負っていること、選挙区民が求める個々の指示に法的に拘束されず、議員自らの意思に基づいて自由に意見を表明することができることを意味する。

## 第2 設問(2)について

議会制民主主義は、政党を無視してはその円滑な運用を期待することができない。また、政党は、国民が政治的意見を国政に反映させ実現させるための最も有効な媒体である。

したがって、憲法は、政党の存在を当然に予定していると解する。

## 第3 設問(3)について

### 1 問1について

比例代表選出議員選挙は、名簿届出政党の名称を記載して投票する選挙制度である。上記のとおり、政党は、国民が政治的意見を国政に反映させ実現させるための媒体であるから、当該政党から離脱は許されないのではないかという疑義が生じる。

一方、上記のとおり、自由委任である以上、政党からの離脱も許されるのではないか、改革案は憲法43条1項に違反するのではないかとい

## 2 う疑義も生じる。

### 2 問2について

まず、政党から離脱した議員は当然に議員資格を喪失するとの見解が考えられる。しかし、これは政党と議員との間に命令服従関係を認めることになる。すなわち、自由委任に反する。したがって、当該見解は妥当でない。次に、政党から離脱した議員は議員資格を喪失しないとの見解が考えられる。しかし、これは政党を媒体とする民意の反映に反する。したがって、当該見解は妥当でない。

自由委任を維持しつつ、その範囲で民意との事実上的一致も考えるべきである。したがって、自発的な離脱の場合は議員資格を失うと解する。

本件では、改革案は、党籍離脱に対してはその理由及び経緯にかかわりなくとしているため、自発的な離脱に限っていない。

よって、改革案は、43条1項に反し違憲である。

以上

3

4